

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成28年3月22日（平成28年（行情）諮問第249号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行情）答申第802号）

事件名：特定林班の管理簿等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定林班を含む土地に係る国有財産台帳を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月4日付け特定記号第164号により特定森林管理局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた、特定林班の国有財産法に基づく財産管理簿及びその管理状況に関する全ての文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

この特定林班は、立木の伐採権を主張する者と、国有林とする林野庁の間で訴訟となっている土地であり、過去に最高裁まで争い、国有地であるとの判決が出ているとの説明がなされていることから、当然のこととして、国有地としての管理が行われているべき土地と考えます。

国有財産法（昭和23年法律第73号）によれば、この土地が国有地ならば、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産（森林経営用財産）として、財務省が定める国有財産台帳により管理されなければなりません。

公開請求に基づき開示された、■■■土地所有権確認請求事件（本訴）の判決文の9頁に記載された、「本係争地は特定村～」を実際の地図と整合させると共に、特定年度樹立の特定森林管理署特定国有林野施業実施計画図Aと位置合わせを行うと、それは特定林班（係争地の表示あり。）となります。

この係争地は、判決文によれば、請求原因で「特定営林署長が国有財産法3条2項4号の企業財産として管理している」と主張したと明記されていることから、その内容を確認する為に、開示請求を行いました。 「林

班ごとの管理簿は作成しておらず」との不開示理由が示されました。

訴訟においては、林班での所有権の主張のみがなされており、それに基づき、国有地であるとの判断がなされながら、このように、林班ごとの管理簿すら作成していないとの理由で不開示とすることは、訴訟で主張したものと相容れないものであり、どうしても、一連の文書を隠蔽しなければならない理由があるとしか考えられません。

しかし、当方が求めたものは、林野庁が訴訟で主張した「企業用財産」としての管理の実態を明確にする、国有財産法に基づく管理簿等の開示であり、林野庁が主張する林班の管理簿ではありません。

当然のこととして、国有財産の管理は、このような林班による管理ではなく、登記制度による所在・地番・地目・地籍等によって管理されるべきものであります。

登記制度に基づく所在・地番・地目・地籍等を基本とした、国有財産法に定められた、国有財産管理簿等の一連の書類を速やかに開示する事を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 処分庁が原処分において不開示とした理由

(1) 平成27年10月1日付け行政文書開示請求書において開示請求された行政文書の名称等

行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」には、「別記「係争地関係の公開を求める文書」に記載した文書」と記載されている。

「係争地関係の公開を求める文書」は、行政文書開示請求書の2枚目に添付されており、以下のことが記載されている。

開示を受けた、特定地方裁判所の判決文の9頁、理由、第一本訴について、一中の「本訴係争地は～」の記載と特定森林管理署特定国有林野施業実施計画図Bを照合すると、係争地は特定林班となる。

また、この事は、林野庁自らが、この林班には、係争中であることの記載を表示していることから明らかである。

この判決文の3頁、第二当事者の主張、請求原因の1には「原告が所有し、特定営林署長が国有財産法3条2項4号の企業財産として管理している土地である」と国有財団として管理していることが記載されている。

この訴訟を提起した際の、特定営林署長が管理している状況が記載されている、国有財産法に基づき作成されている特定林班の管理簿及び管理状況を示す全ての関係文書の開示を求める。

(2) 処分庁が原処分において不開示とした理由

林班ごとの管理簿は作成しておらず、開示内容に係る行政文書は保有

していないので、不開示としたものである。

2 特定村内国有林の所有権確認訴訟事件等について

(1) 特定村内国有林の所有権確認訴訟事件について

特定村内の国有林内にある特定林班（旧特定林班）については、明治時代以降、国有林として管理されてきたが、昭和35年以降に複数の者が当該国有林が民有地であると主張するようになった。

国は、特定年月 a に土地の所有権確認訴訟を特定地方裁判所に提起し、特定年月 b に特定地方裁判所が国の請求を認容する旨の判決を言い渡した。

その後、特定高等裁判所及び最高裁判所において審理されたが、いずれも国の所有を認める判決が言い渡された。

(2) 国有林野施業実施計画図（以下「施業実施計画図」という。）、林班及び小班について

施業実施計画図は、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号。以下「管理経営規程」という。）14条に基づき、国有林野施業実施計画策定の際に作成する図面である。

施業実施計画図は、国有林野管理経営規程の運用について（平成11年1月29日付け11林野経第3号）の26の（2）のイに基づき、縮尺2万分の1で作成される。

林班及び小班は、管理経営規程2条に基づき、国有林野の区画を区分けするものである。林班は国有林野の位置を明らかにし、小班は林班を分けて設けるものである。

一般的に住所が住居表示や地番により特定されるように、国有林では現地を林小班により特定できるようになっている。

3 処分庁による原処分が妥当であるとする理由

(1) 審査請求人が開示を求める文書

不開示とされた特定林班の国有財産法に基づく財産管理簿及びその管理状況に関する全ての文書

(2) 処分庁による原処分が妥当であるとする理由

処分庁による原処分が妥当であるとする理由を以下のとおり説明する。

審査請求人が開示を求めている「特定林班の国有財産法に基づく財産管理簿」とは、「国有財産台帳」が該当すると考えられる。

国有財産法32条に基づき、各省各庁の長又はその下部機関の部局等の長は、国有財産の分類及び種類に従い国有財産台帳を備えることとされている。

国有財産のうち土地については、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）の1号様式により国有財産台帳の様式が定められている。

同様式の記載要領の1では「1区域ごとに別様とする」とされており、林班ごとに作成するとは規定されていない。特定林班を含む現地の国有林は広大な区域であり、特定林班の周辺の林班をまとめて1区域として国有財産台帳を作成している。

したがって、「特定林班」の国有財産台帳は、処分庁では保有していないことから、不開示とした原処分を維持することが適当である。

また、「特定林班」の「管理状況に関する」文書についても、処分庁では保有していないことから、不開示とした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月6日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年2月22日 審議
- ⑤ 同年3月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成しておらず、不存在のため不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 国有財産法32条の規定に基づき、各省各庁の長又はその下部機関の部局等の長は、国有財産の分類及び種類に従い国有財産台帳を備えることとされており、国有林についても当該台帳を作成している。

イ 国有財産のうち土地については、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）の1号様式により国有財産台帳の様式が定められており、同様式の記載要領の1では「口座は、土地を基準として設け、土地の定着物並びにその上に存する官署その他に所属する動産及び権利は、その口座に整理する」旨規定され、同要領の2では「土地を基準とする口座は、森林管理署財産又は森林管理署支署財産にあっては森林管理署又は森林管理署の支署の管轄区域ごとに設ける」旨規定されており、林班ごとに作成するとは規定されていない。

また、国有財産総合情報管理システムの実施に伴い、国有財産法施行細則10条の7の規定に基づく電磁的記録の作成に関し必要な事項及び手続について定める「国有財産総合情報管理システム（台帳記録・決算機能）の実施について」（平成21年12月3日付け財理第5195号財務省理財局長通知。以下「国有財産総合情報管理システム通知」という。）の第5の1（1）に基づく同通知の別表1「国有財産総合情報管理システムにおける国有財産台帳記録要領」の共通事項の1及び2においても、上記1号様式の記載要領と同様の規定がされている。

ウ 上記イにより、特定林班を含む現地の国有林は広大な区域であるため、特定林班の周辺的林班をまとめて1区域として国有財産台帳を作成していることから、特定林班の個別の国有財産台帳は作成していない。

（2）以上を踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、国有財産法、同法施行細則並びに諮問庁から提出を受けた国有財産台帳の1号様式の記載要領及び国有財産総合情報管理システム通知の別表1の記載要領を確認したところ、その内容は上記（1）ア及びイの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

また、当審査会において、諮問庁から特定林班を含む土地に係る国有財産台帳の写しの提出を受け確認したところ、これは、上記記載要領のとおり、特定森林管理署の管轄区域について作成されたものと認められる。

イ しかしながら、審査請求人は、「国有財産法に基づき作成されている特定林班の管理簿及び管理状況を示す全ての関係文書」の開示を求めているところ、これは、特定林班に係る管理簿等の開示を求めるものであって、処分庁及び諮問庁がというような、特定林班について個別に作成された管理簿等に限定して開示を求める趣旨のものではないと解される。

そうすると、特定林班を含む土地に係る上記アの国有財産台帳は、本件対象文書に該当するものと認められる。

ウ 以上によれば、本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定については、処分庁において、特定林班を含む土地に係る国有財産台帳を保有していると認められるので、これを特定するとともに、本件対象文書に関する上記イの解釈に基づき再調査した上、更に本件対象文書に該当するものがあればこれを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定森林管理局において特定林班を含む土地に係る国有財産台帳を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙

係争地関係の公開を求める文書

開示を受けた，特定地方裁判所の判決文の 9 頁，理由，第一本訴について，一中の「本訴係争地は～」の記載と特定森林管理署第 3 次国有林野施業実施計画図を照合すると，係争地は特定林班となります。

また，この事は，林野庁自らが，この林班には，係争中であることの記載を表示していることから明らかです。

この判決文の 3 頁，第二当事者の主張，請求原因の 1 には「原告が所有し，特定営林署長が国有財産法 3 条 2 項 4 号の企業財産として管理している土地である」と国有財団として管理していることが記載されています。

この訴訟を提起した際の，特定営林署長が管理している状況が記載されている，国有財産法に基づき作成されている特定林班の管理簿及び管理状況を示す全ての関係文書